

四日市市雨水浸透・調整施設 指針

(目的)

第1条 この指針は、雨水浸透及び雨水調整に努めることにより、都市の保水機能の確保及び都市型水害の防止を図り、市民生活環境の向上の推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針において「雨水浸透」とは、雨水の流出を抑制するための地中への浸透をいう。

2 この指針において「雨水調整」とは、雨水を調整貯留し、雨水の流出を抑制し、流出先の洪水量を調整させることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この指針に基づいて、雨水浸透及び雨水調整を推進するものとする。

2 市は、この指針に基づいて設置される雨水の浸透・調整施設に対しては、雨水浸透及び雨水調整の機能を有するよう配慮するものとする。

3 市は、自ら率先して雨水浸透及び雨水調整施設の設置を推進するとともに、市民及び事業者に対する普及啓発に努めるものとする。

(市民及び事業者の協力)

第4条 市民及び事業者は、この指針の目的を理解し、雨水浸透及び雨水調整施設設置の推進に積極的に協力するものとする。

(雨水浸透施設の推進)

第5条 市は、次に掲げる方針に基づいて、雨水浸透施設の普及に努めるものとする。

(1) 市は、自ら建築しようとする施設には、原則として雨水浸透施設を設置する。

(2) 市は、雨水浸透施設の設置を進めるとともに雨水浸透機能を有する地表面を確保する等の対策を講じることによって、雨水の流出量の低減を図る。

(3) 市は、各種施策により、公共機関及び民間への雨水浸透施設の普及に努める。

(雨水調整施設の推進)

第6条 市は、雨水を調節することが適当と認められる施設には、次に掲げる方針に基づいて、雨水調整施設の普及に努めるものとする。

(1) 市は、雨水調整施設の設置を進めるとともに、自ら所有する既存の施設には、容易に導入できる方法により、順次、雨水調整施設を設置する。

(2) 市は、必要に応じて、公的機関及び民間への雨水調整施設の設置について啓発する。

(付 則)

1 この指針は、平成13年7月1日から施行する。

2 第1回改訂、平成19年4月1日。